

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜安定供給事業 (価格低落タイプ) のご案内

価格低落タイプとは？

市場価格に連動して取引価格が変動する契約を締結している生産者が、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを受けることができる仕組みです。

参加することのメリットは？



- ① 市場価格と連動した契約取引を締結しているために、取引価格が低落した場合にも、一定の交付金を受けられるので、価格変動リスクが減り、経営の安定が図られます。
- ② 計画的な生産が可能となり、生産技術の向上に集中できます。
- ③ 実需者ニーズを踏まえた野菜生産が可能となるので、差別化やブランド化が可能になります。

- ① 契約取引に伴う仕入リスクが軽減されるので、必要な量の野菜を契約価格で仕入れることが可能となります。
- ② 市場を経由せず出荷コストや流通コストが削減されるので、仕入コストも安くなります。
- ③ 顔の見える取引を通じて、消費者が求める安心、安全の確保につながります。

実需者



独立行政法人 農畜産業振興機構
Agriculture & Livestock Industries Corporation

I 価格低落タイプの要件等

1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地（**機構へお問い合わせください**）で栽培されている、指定野菜15品目^{注1}、特定野菜34品目^{注2}

2 対象者（事業実施主体）※機構に登録が必要（指定野菜のみ）です。

- ① 生産者（**個人・法人**）
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者等）

5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1 / 4（特定野菜等は1 / 3）を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、**かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。**

6 申込期限

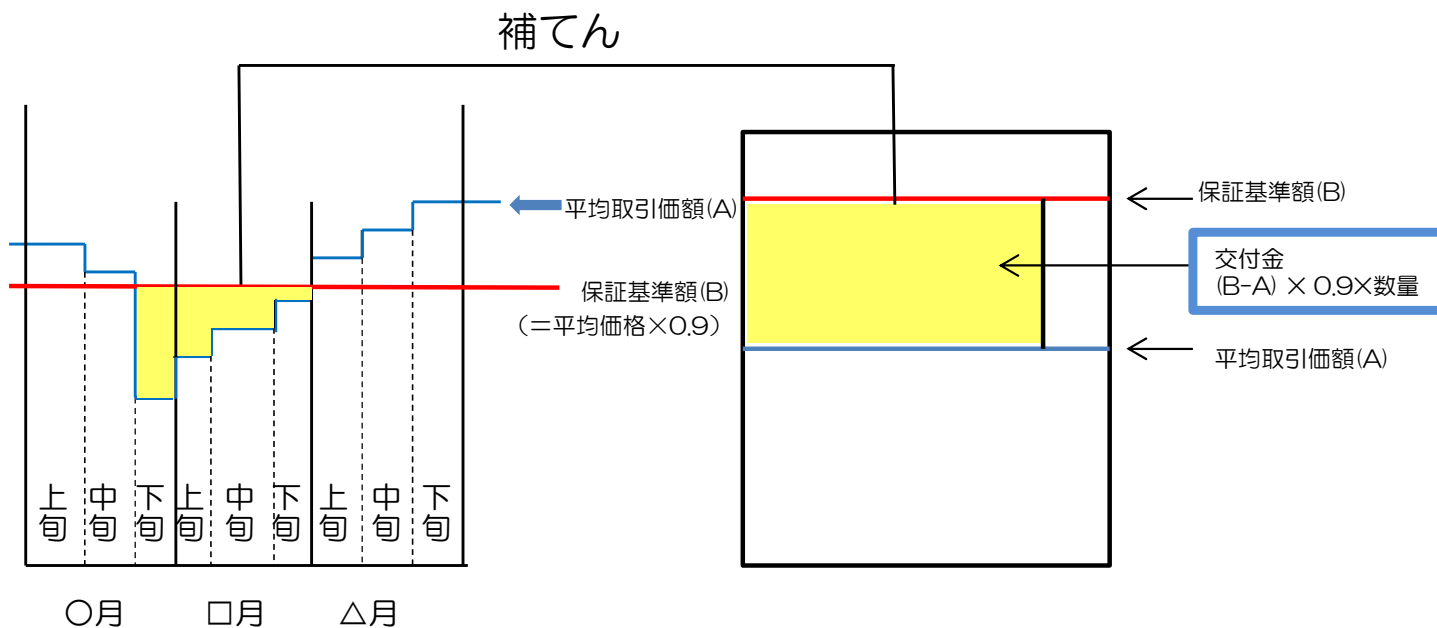
- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。（別途届出書が必要）

注1：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、レタス

注2：アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

Ⅱ 価格低落タイプの仕組み

平均取引価額(A)が保証基準額(B)を下回っている場合に、**その差額((B)－(A))の90%**が補給金として補てんされます。



※注意事項

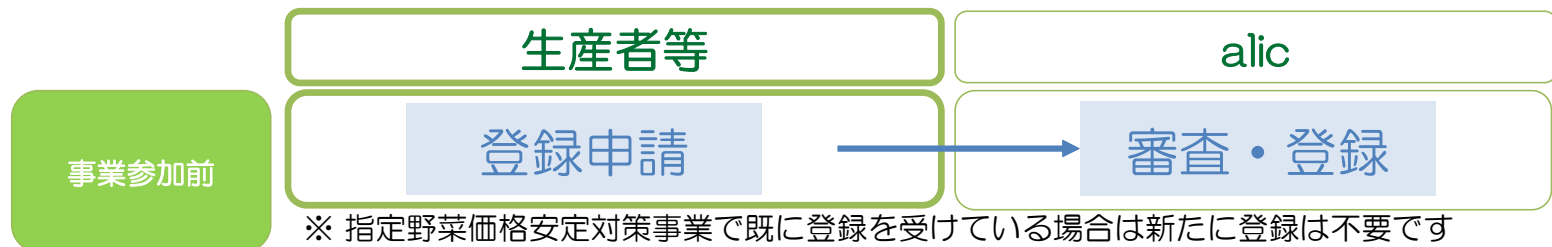
- 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の中央卸売市場価格から機構が算定します。このため、申込者が契約取引の**指標として**いる**市場の価格が低落した場合**であっても、平均取引価額(A)が保証基準額(B)を下回らない場合には、**発動されません**。
- 保証基準額(B)とは、平均価格（卸売市場の過去6力年の卸売価格を元に算出した価格）の90%相当になります。
- 契約書**の取引価格には「**市場価格に連動**」等の記載が必要です。

Ⅲ 負担金の積立て

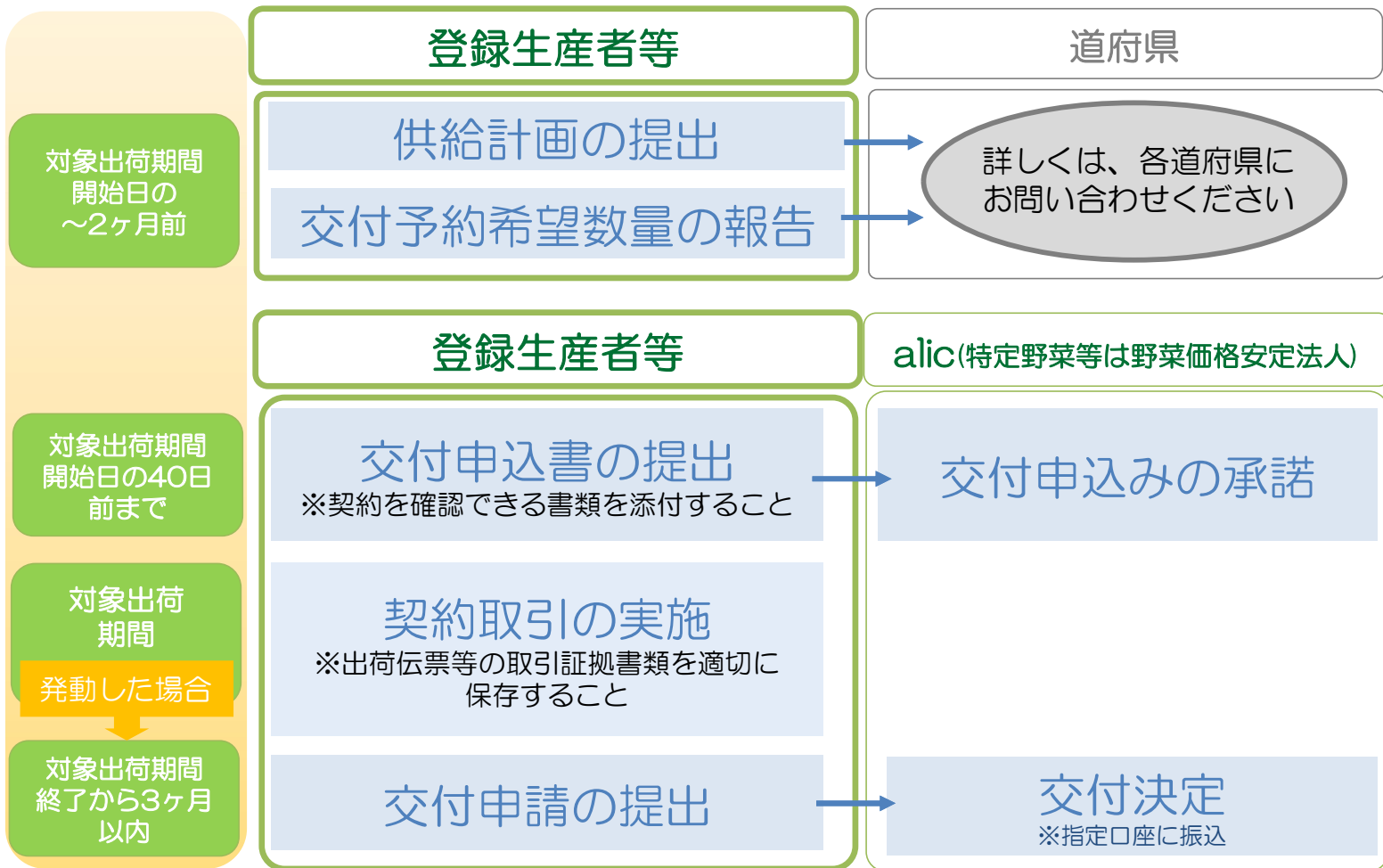
指定野菜	特定野菜等
生産者 1 / 4	生産者 1 / 3
都道府県 1 / 4	都道府県 1 / 3
国 1 / 2	国 1 / 3

- 生産者**は、補給金の基となる資金を**負担金**として**納付**していただくこととなります。
- 負担金は、指定野菜では**機構**で、特定野菜等では**各都道府県の野菜価格安定法人**で生産者ごとに管理いたします。

Ⅳ 事業の手続きの流れ



○ 生産者登録されましたら、以下の手続きへ進みます



○ 事業が完了しても完了年度の翌年度から5年間は事業に係る帳簿等を整備保管して下さい。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人農畜産業振興機構

野菜振興部 契約取引推進課

〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL : 03-3583-9818 FAX : 03-3583-9484

E-mail : alic-keiyaku@alic.go.jp (お問合せ専用アドレス)

URL : <https://www.alic.go.jp/>